

裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

同代理人

住所

氏名

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成20年7月23日付けで提起のあった、**〇〇〇**福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。）第24条の規定に基づき平成20年7月18日付け**〇〇〇**第267号で行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件処分を取り消す。

理由

第1 審査請求の趣旨および理由

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

処分庁が行った本件処分は、独自の見解により行われており、違法であることから本件処分は不当として、その取消しを求める。

第2 認定事実および判断

(1) 認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書および反論書ならびに処分庁から提出のあった弁明書および関係資料によれば、次の事実が認められる。

平成20年6月30日 審査請求人が生活保護を申請する。

平成20年7月3日 処分庁が初動調査のため、審査請求人宅を家庭訪問したところ、**〇〇〇**と**〇〇〇**が同居していることを確認する。

平成20年7月15日 処分庁が**〇〇〇**の転居を確認する。

平成20年7月18日 処分庁が、審査請求人に同居している**〇〇〇**の稼働能力不活用を理由に本件処分を行う。

(2) 判断

生活保護法による保護の実施要領（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）について第10の3によると、保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とされている。つまり仮に申請時に、保護の要件を具備していなくても、処分時まで保護の実施機関が客観的に要保護状態にあることを確認できたのであれば、その確認した時点から保護は開始することとなるものである。

今回処分庁は、審査請求人から平成20年6月30日付けで生活保護申請を受理し、平成20年7月3日に初動調査を行うため居宅を訪問したところ、■■■■の存在が確認できたことから、■■■■から稼働能力や居住実態など聴取したうえで、審査請求人と■■■■は同一世帯であると認定した。その上で、■■■■には稼働能力があるものの活用していないとして平成20年7月18日に保護申請を却下決定したものであり、保護の要否の判断はあくまで申請日現在で行うものであると主張している。

確かに、通常保護の決定または実施に際しては、一般的に保護申請時における申請者世帯の資産や収入の状況を把握することにより判断しているものであるが、今回の場合、保護要件を満たしていないとされた世帯認定において、■■■■が近日中に転出することを処分庁は申請書を受領した時点で把握していること、および平成20年7月15日に■■■■の転居を確認していることを勘案すると、処分庁が7月18日に処分を決定した時点においては、前提となる世帯認定に変化が生じているものであり、処分庁が審査請求人の保護を要する状態について適切な判断を行ったと認めることはできないものである。

以上により、処分庁の行った本件処分については、保護の要否判定の決定に誤りがあり、審査請求人の主張には理由があるため、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

なお、審査請求人は世帯分離の違法性についても主張しているが、世帯分離が認められる要件については、局長通知第1の2により、世帯分離の対象となる者が収入を得ていない場合にも適用されるという審査請求人の解釈には、世帯の自立助長が見込めないことから無理があり、違法不当な点は認められない。

平成20年12月4日

審査庁 滋賀県知事

嘉田 由紀子

